

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 娛樂施設利用税の税率に係る等級の決定

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可(五件)

国有財産の用途廃止(二件)

告 示

鳥取県告示第三百五十三号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第七十九条第四項の規定により、ゴルフ場に類する施設に係る娛樂施設利用税の税率に係る等級を次のとおり定め、昭和四十八年五月一日から適用する。

昭和四十八年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

ゴルフ場に類する施設名	等 級
YSP安倍山パークコース	三 級

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

以西土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 高力 恒雄 東伯郡赤碓町大字高岡四五四番地

中井 孝 竹内三六六〃

来家 豊秋 三六九〃

斉尾 克己 五八二〃

谷本 英太郎 五七四〃

入江 政美 宮木三一〇番地の一

入江 重雄 七一の三番地

高力 克文 高岡四五二番地

永田 博道 三〇〇〃

山下 武良 六二〃

山本 一郎 大父三五七〃

河上 高明 三五五〃

小椋 弘志 八六四〃

谷口 忠光 山川一三六〃

村上 和則 竹内三一五〃

監事

高力義雄
牧田正毅
高岡三八七番地の一
竹内五二一番地

以西土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事 高力恒雄 東伯郡赤碕町大字高岡四五番地
中井孝 竹内三六六
来家豊秋 三六九
斉尾克己 五八二
谷本茂 五七四
入江政美 宮木三一〇番地の一
入江重雄 七一の三番地
高力克文 高岡四五二
永田博道 三〇〇
川上幸一 五六
山本一郎 大父三五七
河上高明 三五五
小椋弘志 八六四
谷本正文 山川二一三
大口肇 五二〇番地の一
村上和則 竹内三一五番地
高力義雄 高岡三八七番地の一
牧田正毅 竹内五二一番地

昭和四十八年三月三十日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年四月七日就任 任期四年

久米ヶ原土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 早田重喜 倉吉市横田七〇四番地
本人のつごうにより、昭和四十八年四月十日辞任

北条砂丘土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 山本涼三 東伯郡北条町大字国坂
昭和四十八年四月七日死亡により退任

佐陀川右岸土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 石見顕義 米子市尾高一六八四
一七三三
昭和四十八年三月十七日死亡により退任

北条町土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事 岸田喜代治 東伯郡北条町大字土下一九六番地
山口長年 島六五七の五
田中喜八郎 曲五五三

濱本二朗	号原六一七
三谷忠政	三六八
岸田政雄	土下二〇六
田村昇	米里二九九
遠藤清春	松神八二九の一
石賀十七一	下神七三六の一
磯江茂	北尾四六〇
稲本忠雄	田井四〇四
引田鉄一	江北九一
松本秋	六二の一
生田貢	五四三
石井末太郎	一、七二〇
磯江豊	一、九八九
野島友一	国坂四二八
岡本儀蔵	二五一
松尾六蔵	七七七
榊田一成	江北二四六二
谷本正和	曲三一六
浦島仁	江北五九五

土地改良法第十八条第四項の規定により、申請人が選任し、昭和四十八年三月十九日就任任期第一回の総代会まで。

郡家土地改良区
就任した役員住所及び氏名

理事 奥村久雄	八頭郡郡家町大字山路一一四番地一
昭和四十八年三月二十五日開催の通常総会において役員補欠選挙の結果当選し、昭和四十八年三月二十六日就任 任期昭和四十九年四月二十七日まで。	
大原土地改良区	
退任した役員住所及び氏名	
理事 倉繁竹太郎	倉吉市大原六九番地
山脇米太郎	一八二
倉繁正三	二五三
山本正雄	六二五
浦嶋忠義	栗尾二三八
浦嶋又蔵	上余戸一八八
倉繁正	大原一七四
生部薫	上余戸二一一
本人のつごうにより昭和四十八年三月二十日辞任	
大原土地改良区	
就任した役員住所及び氏名	
理事 倉繁竹太郎	倉吉市大原六九番地
山脇米太郎	一八二
倉繁正三	二五三
山本正雄	六二五
浦嶋忠義	栗尾二三八

大倉土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 宮川 弥蔵 倉吉市津原七一二番一地

長谷川 國蔵 東伯郡大栄町大字亀谷七九二番地

石田 俊男 島七九〇〃

沢山 長太郎 原一、〇七五〃

大西 和雄 島七五六〃

大西 実 八九八〃

池本 実 亀谷一、一六四〃

山本 吉蔵 五九一番一地

松田 正雄 四四七番一地

宮川 永美 倉吉市津原四二七番一地

美田 輝夫 六六九番一地

岸田 栄 鋤二五〇番地

伊垢離 禮正 別所三四八〃

完井 博之 東伯郡大栄町大字原一、一二八〃

田中 永壽 西穂波一四七〃

山崎 重平 亀谷四四六番一地〃

明里 和雄 倉吉市谷七九番地

監事 山崎 哲美 東伯郡大栄町大字島六九八〃

仲野 忠男 倉吉市谷六一六番二地

新川 傳四郎 東伯郡大栄町大字亀谷三六四番九地

昭和四十八年三月二十日通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年四月一日就任 任期四年

国府土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 山本 進 岩美郡国府町大字高岡四七六番地

田子川 利男 広西二〇五〃

安本 秀美 山根一一一〃

西垣 稔 神垣一四八〃

山本 泰 清水二六〇〃

福田 正明 岡益一〇三〃六〃

山本 正剛 谷一六〇〃

田辺 寿二 麻生二一〃

坂本源蔵 三八二〃

小林 心暁 三一五〃

山口 憲一 広西三八九〃

西垣 正温 广二一四〃

青木 廉治 町屋二八七〃

川上 幸次 宮ノ下三〇〃

添原 康夫 中郷二七〃

大久保 宗一 国分寺二九〃

市村 甚十郎 法花寺七四〃

林 延雄 三代寺三一三〃

西向 美知雄 町屋一一三番地

高橋 光義 鳥取市津ノ井二二〇〃

有本 貞雄 東今在家一五四〃

監事 福谷 正典 岩美郡国府町大字美敷四九九番地二

加柴賢三 葛蒲三五一
 本莊幸延 古海一一〇
 前田義夫 八三三の六
 坂本 桑太郎 秋里八六七
 安養寺 秀光 安長三二五
 田村 政信 南隈三七
 古田 長松 西品治五七五
 奥村 秀治 湖山町五九七
 山根 幸一 一五八七
 宮本 正 足山一八〇二
 小玉 長太郎 賀露町八八九
 近藤 平八郎 竹生七一の二
 森本 隆明 葛蒲三三三
 天川 勇吉 徳吉一九四
 村上 宣夫 湖山町一五五六

任期満了により退任

大井手土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事 荻原 伊三郎 八頭郡河原町袋河原二五八
 山根 正則 鳥取市円通寺八七三
 加藤 重蔵 倭文四一二の四
 片山 律寿 長谷一〇九合併地

中西秀男 竹生四二
 半田 仲治 朝月二九八
 森下 政市 下味野一六七
 田中 柳八 服部二四一
 沢田 時春 葛蒲四六四
 西垣 久男 古海六六七
 吉村 貞治 七七七
 坂本 桑太郎 秋里八六七
 古田 長松 西品治五七五
 川上 貞雄 安長三三二
 高村 光輝 晩稻二三九
 奥村 秀治 湖山町五九七
 山根 幸一 一五八七
 浜下 幸市 賀露町九一四
 宮本 正 足山一八〇
 監事 森本 一郎 八頭郡河原町布袋三一〇の一
 中村 寿治 鳥取市倭文三六〇
 牧野 千代蔵 西品治二五一の四
 村上 宣夫 湖山町一五五六

昭和四十八年三月二十九日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年四月一日就任 任期二年

大口堰土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事	山根頼男	鳥取市数津一九八〇一
"	田中良胤	" 円通寺七九
"	下田喜久治	" 宮長九五
"	霜田秀雄	" の場一二六
"	広岡弘男	" 橋本三七
"	長谷益造	" 吉成八〇四
"	岡村光公	" 上国安六六
"	福島政雄	" 古市二六一
"	間屋口市雄	" 下国安五〇二
"	西垣市蔵	" 行徳は三三七
"	宮崎益雄	" 西馬場三五五
"	村山寅治	" 雲山一〇七ノ一
"	西垣勘助	" 叶茶屋四六八
"	山田隆一	" 美和一二二
"	谷沢利喜造	" 中大路七三
監事	有本健太郎	" 富安二五
"	山崎久雄	" 中大路六一
"	山本久蔵	" 東馬場二〇八
"	市村光義	" 雲山一九九

任期満了により退任

大口堰土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 山根頼男 鳥取市数津一九八〇一

"	岡村重治	" 上国安五八二
"	下田喜久治	" 宮長九五
"	福島政雄	" 古市二六一
"	谷沢利喜造	" 中大路七三
"	村山寅治	" 雲山一〇七ノ一
"	升内繁男	" 円通寺二四〇
"	福田克治	" 西馬場二六一
"	間屋口市雄	" 下国安五〇二
"	漆原久栄	" 大覚寺三九
"	高見義親	" 蔵田二四五
"	藤井哲三郎	" 叶土居一〇三
"	霜田文五郎	" 的場七一
"	田中友一	" 西大路一三二
監事	市村光義	" 雲山一九九
"	安木繁雄	" 吉成四八七
"	岸本秀太郎	" 美和一二八
"	浦田音蔵	" 本馬場一九九

昭和四十八年三月六日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年四月七日就任 任期四年

鳥取県告示第三百五十五号

鳥取市長から申請のあった市営土地改良(中村地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十八日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十六号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(中村地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十七号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(東千代地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十八号

河原町長から申請のあつた町営土地改良(東千代地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十九号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(槇原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年五月十八日から用途廃止した。
昭和四十八年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル)	用途
倉吉市大原字大開九七五番一地先から同市大原字大開九七一番地先まで	九七・六六	道路敷
倉吉市大原字大開九六八番地先から同市大原字大開九六三番地先まで	一六八・四〇	道路敷
倉吉市大原字大開一〇一八番二地先	二一・〇〇	道路敷
倉吉市大原字大坪九三一番地先から同市大原字大坪九六二番二地先まで	三三六・五九	道路敷
倉吉市大原字大坪九三一番地先から同市大原字大坪九五二番一地先まで	二七五・九四	道路敷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

倉吉市大原字大坪九三六番地先から同市大原字大坪九四〇番地先まで	一三四・六七	道路敷
倉吉市大原字大坪九四一番地先から同市大原字大坪九五三番二地先まで	八六・六四	道路敷
倉吉市大原字下赤池九二〇番三地先から同市大原字下河原八九一番二地先まで	二七四・九三	道路敷
倉吉市大原字下河原八九八番一地先から同市大原字下河原八九六番一地先まで	九八・一〇	道路敷
倉吉市大原字下河原八八六番二地先	一二・五〇	道路敷
倉吉市大原字千町七四三番地先	四〇・四三	道路敷
倉吉市大原字千町七四一番一地先から同市大原字千町七四二番地先まで	七二・八九	道路敷
倉吉市大原字大開九九二番一地先から同市大原字大開一〇一八番二地先まで	一五七・三八	水路敷
倉吉市大原字大開九七六番二地先から同市大原字大開一〇一八番二地先まで	三二・四五	水路敷
倉吉市大原字大坪九四八番地先から同市大原字大坪九六〇番二地先まで	一〇〇・四二	水路敷
倉吉市大原字下赤池九二四番地先	一〇・九〇	水路敷
倉吉市大原字下赤池九二四番地先	四七・一九	水路敷
倉吉市大原字下赤池九二四番地先から同市大原字下赤池九二三番地先まで	七四・〇〇	水路敷
倉吉市大原字下赤池九二〇番一地先	一一〇・二八	水路敷
倉吉市大原字上赤池九一四番三地先から同市大原字千町七五一番二地先まで	四六九・三八	水路敷
倉吉市大原字下河原八八七番二地先	一一・二五	水路敷
倉吉市大原字上赤池九一四番一地先から同市大原字上赤池九〇二番二地先まで	一四四・八二	水路敷
倉吉市大原字千町七四二番地先から同市大原字千町七四五番地先まで	四一・〇四	水路敷

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

鳥取県告示第三百六十一号
 建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年五月十八日から用途廃止した。

昭和四十八年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市河崎字吉郎右衛門道西四七七番地先		二三・五六	道路敷

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】